

【りそなマーチャントバンクアジア】

## 「シンガポールの Covid-19 感染拡大に関する経済支援策第 5 弾」

8月17日、シンガポールのヘン・スイキヤット副首相兼財務相(次期首相)は、新型コロナウイルスのパンデミック(世界的大流行)に伴う追加の景気対策として S\$80 億(約 6,200 億円)の財政刺激策を発表した。政府が新型コロナウイルス経済支援パッケージを発表するのは 5 回目。5 回の経済支援策で計 S\$1,009 億(約 7 兆 8,198 億円)を拠出。2 月には最初の支援策として計 S\$64 億を投じると発表。3 月の第 2 弾では S\$484 億、4 月の第 3 弾では S\$51 億、5 月の第 4 弾では計 S\$330 億をそれぞれ拠出すると明らかにしていた。第 5 弾では、長期化するコロナの影響に対応するべく、支援対象を絞った形での雇用の維持と創出に向けた対策を講じる。主な支援策の内容は下記の通り。

### 1) 雇用維持のため賃金支払い助成策をさらに拡大

雇用維持のため、企業が従業員に支払う賃金をシンガポール政府が助成する雇用支援制度「ジョブズ・サポート・スキーム(JSS)」では、2021 年の 3 月と 6 月にも追加で補助金を支給する。JSS は、シンガポール政府が国民または永住権取得者(PR)である従業員の賃金を産業区分に応じて最大 75%補助する制度。これにより補助金の支給回数は計 6 回となる。

#### 支給内容の概要

支給回数	支給時期	助成対象となる給与月	産業区分別の月給に対する補償割合		
			Tier1	Tier2	Tier3
第 1 回	2020 年 4 月	2019 年 10 月～12 月 + 第 3 回支給分の一部前払い	75%	50% +25%	25% +50%
第 2 回	2020 年 5 月	2019 年 11 月 (第 4 回支給分の一部前払い)	75%	75%	75%
第 3 回	2020 年 7 月	2020 年 2 月～4 月 (第 1 回支給時の前払い分を控除)	75%	50%	25%
第 4 回	2020 年 10 月	2020 年 5 月～8 月 (第 2 回支給時の前払い分を控除)	75%	50%	25%
第 5 回	2021 年 3 月	2020 年 9 月～12 月	50%	30%	10%
第 6 回	2021 年 6 月	2021 年 1 月～3 月			10% (※0%)

#### 【Tier1】

- 航空産業、観光業、建設関連業など
- 建設関連業については、2020 年 10 月支給分まで Tier1 に分類し、それ以降は Tier2 に分類される。  
なお、建設関連業には、不動産、環境サービス、警備が含まれる

#### 【Tier2】

- 飲食業、小売業、陸運業、娯楽業、海洋業、アート、エンターテインメントなど

#### 【Tier3】

- 上記 Tier1 と Tier2 以外のその他の産業
- 経営状況が良好な業種※(金融サービスや情報通信技術、バイオメディカルサイエンス、精密機器、エレクトロニクス、オンライン小売販売、スーパーなど)に対する助成金の支給は、2021 年 3 月の第 5 回までとなる

【出所: Press Release “Ministerial Statement - Aug 2020”, Ministry of Finance】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2709  
(大阪) 電話 06-6268-6357



# りそな銀行アジアニュース

2020年9月10日  
りそな銀行 国際事業部

【りそなマーチャントバンクアジア】

## 「シンガポールの Covid-19 感染拡大に関する経済支援策第 5 弾」

### 2) 雇用機会の創出

金融やICTなど成長著しい業界向けに、雇用機会の創出を促す措置で、新たな制度「ジョブス・グロース・インセンティブ(JGI)」を立ち上げ、S\$10 億(約 775 億円)を拠出する。今後 6 ヶ月以内にシンガポール国民や PR 保持者を雇用した企業には従業員の給与を補助する。具体的には、主に中高年層の労働者雇用を促進するため、雇用者数を増やした企業に対しては、採用者が 40 歳以上の場合給与の最大 50%、採用者が 40 歳未満の場合最大 25%を 1 年間助成する。

JGI の受給要件等

項目	要件
雇用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020 年 9 月から 2021 年 2 月までにシンガポール国民や PR 保持者の雇用者数が増加していること(2020 年 8 月時点の同従業員数を基準として対比)</li> </ul>
月給	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の最低月給は S\$1,400(約 10 万 8,500 円)以上</li> <li>助成対象となる月給の上限は S\$5,000(約 38 万 7,500 円)</li> </ul>
年齢	<p>【40 歳未満を新規雇用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021 年 3 月から最大で月 S\$1,250(月給の 25%)を 1 年間受給</li> <li>総額は最大 S\$1 万 5,000 ドル</li> </ul> <p>【40 歳以上を新規雇用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021 年 3 月から月 S\$2,500(月給の 50%)を 1 年間受給</li> <li>総額は最大 S\$3 万ドル</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援金は、年金制度「中央積立基金(CPF)」への毎月の拠出状況に基づき自動的に支給される</li> </ul>

支給時期および対象賃金月

助成金対象となる給与月	支給時期
2020 年 9 月～11 月	2021 年 3 月
2020 年 12 月～2021 年 2 月	2021 年 6 月
2021 年 3 月～5 月	2021 年 9 月
2021 年 6 月～8 月	2021 年 12 月
2021 年 9 月～11 月	2022 年 3 月
2021 年 12 月～2022 年 1 月	2022 年 5 月

### 3) 国内旅行キャンペーンを展開

外国人観光客の入国が当面見込めないため、被害の大きい観光業に対する支援策として、国内居住者がシンガポール国内の多様な魅力の再発見を促進するキャンペーン「**SingapoRediscovered**(シンガポール再発見)」に S\$3 億 2,000 万(約 248 億円)を拠出。国内の観光地で使えるバウチャーを配布する。

以上

【出所: Press Release “Ministerial Statement - Aug 2020”, Ministry of Finance】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2709  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 \* 禁無断転載